

2級FP技能士 (AFP)試験対策

ライフプランと資金計画

体験講義テキスト

※基本講義第3回目（ライフ②）を取り扱います。

テキストは該当部分のみを抜粋していますが、目次、＜理解度テスト＞
＜キーワードチェック＞、索引は該当部分以外も含んでおります。ご注意ください。

当該テキストの著作権は、TAC株式会社または権利者に帰属しており、当社に無断で複製、改変、転載、転用、インターネット上にアップロードする等の著作権を侵害する行為は法律によって禁止されております。

ファイナンシャル・プランナー講座



ライフプランニングと資金計画

CONTENTS

第1章	ライフプランニング	
テーマ1	ライフプランの作成	2
テーマ2	ライフプランニングの基礎	6
テーマ3	各種係数の使い方	16
第1章	理解度テスト	22
第2章	教育資金設計・住宅取得資金設計	
テーマ1	教育資金設計	26
テーマ2	住宅取得資金設計	30
テーマ3	財形制度	32
第2章	理解度テスト	34
第3章	ローン等の基礎知識	
テーマ1	ローンの種類	38
テーマ2	教育ローン・奨学金	39
テーマ3	住宅ローンの基礎知識	42
テーマ4	住宅ローン商品	53
テーマ5	カード	56
第3章	理解度テスト	60
第4章	リタイアメントプランの考え方	
テーマ1	リタイアメントプラン	64
テーマ2	老後の資産運用知識	66
テーマ3	成年後見制度	69
テーマ4	退職金と税金	73
第4章	理解度テスト	76

第5章 社会保険

テーマ1	社会保険制度の概要	80
テーマ2	公的医療保険制度の種類	84
テーマ3	健康保険制度（健保）	85
テーマ4	国民健康保険（国保）	99
テーマ5	後期高齢者医療制度	101
テーマ6	公的介護保険制度	102
テーマ7	労災保険制度	111
テーマ8	雇用保険制度	118
	第5章 理解度テスト	128

第6章 公的年金

テーマ1	公的年金制度の概要	132
テーマ2	国民年金の被保険者と保険料	135
テーマ3	国民年金の保険料免除制度と追納	139
テーマ4	厚生年金保険の基礎知識	143
テーマ5	公的年金の給付の種類	146
テーマ6	老齢給付①（老齢基礎年金）	149
テーマ7	老齢給付②（65歳からの老齢厚生年金）	156
テーマ8	老齢給付③（特別支給の老齢厚生年金）	158
テーマ9	老齢給付④（加給年金と振替加算）	161
テーマ10	老齢給付⑤（在職老齢年金）	164
テーマ11	障害給付	166
テーマ12	遺族給付①（全体像と遺族基礎年金）	172
テーマ13	遺族給付②（遺族厚生年金）	176
テーマ14	併給調整など	180
テーマ15	公的年金給付のルール等	184
	第6章 理解度テスト	186

第7章 私的年金	
テーマ1 私的年金の概要	190
テーマ2 厚生年金基金	192
テーマ3 確定給付企業年金	193
テーマ4 確定拠出年金	196
テーマ5 中小企業退職金共済（中退共）	203
テーマ6 自営業者等のための私的年金	205
第7章 理解度テスト	210
第8章 中小法人の資金調達と会計基礎	
テーマ1 簿記の基礎	214
テーマ2 会計の基礎	225
テーマ3 中小法人の資金計画	230
第8章 理解度テスト	232
《資料》6つの係数表	235
索引	237

◆◇本教材中のマークについて◇◆

(★なし) (★) (★★) (★★★)

テーマごとに重要度を★の数でランク付け（４段階）しています。

★★と★★★を中心に、メリハリをつけて学習してください。



頻出！



実技頻出

過去の本試験での頻出項目です。最優先で学習しましょう。

<理解度テスト>

直近の本試験で複数回出題された問題を改題しています。正確に答えられるようになるまで繰り返しトレーニングしてください。

<キーワードチェック>

本試験で出題される「穴埋め問題」や用語の暗記に役立ちます。また、本試験当日の最終チェックにも便利です。

◆2023年1月現在の法改正情報をもとに記載しています。

第6章

公的年金

CONTENTS

- ★ 1 公的年金制度の概要
- ★★★ 2 国民年金の被保険者と保険料
- ★★★ 3 国民年金の保険料免除制度と追納
- ★★ 4 厚生年金保険の基礎知識
- ★ 5 公的年金の給付の種類
- ★★★ 6 老齢給付①（老齢基礎年金）
- ★★★ 7 老齢給付②（65歳からの老齢厚生年金）
- ★★★ 8 老齢給付③（特別支給の老齢厚生年金）
- ★★★ 9 老齢給付④（加給年金と振替加算）
- ★★★ 10 老齢給付⑤（在職老齢年金）
- ★★ 11 障害給付
- ★★★ 12 遺族給付①（全体像と遺族基礎年金）
- ★★★ 13 遺族給付②（遺族厚生年金）
- ★★★ 14 併給調整など
- ★ 15 公的年金給付のルール等

■この章のポイント

年金制度には、公的年金と私的年金がある。国が運営する強制加入の年金を公的年金といい、「国民年金」「厚生年金」の2種類がある。全国民共通の基礎年金としての役割を担う「国民年金」は、被保険者を3種類（第1号・第2号・第3号）に区分している。

公的年金は、老齢、障害、死亡の原因によって、要件を満たしたときに支給される。学習の中心は老齢給付の部分である。

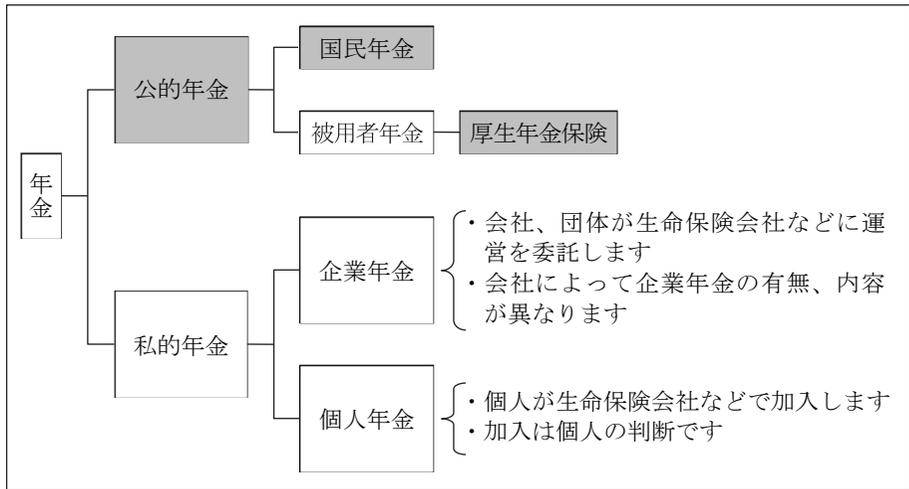
1 公的年金制度の概要

★

公的年金制度の考え方、概要をつかむ

Theme

1 年金の体系



(1) 国民年金

公的年金の被保険者は、一部の例外を除いて全員が加入しています。将来、ここから**基礎年金**が支給されます。

(2) 被用者年金

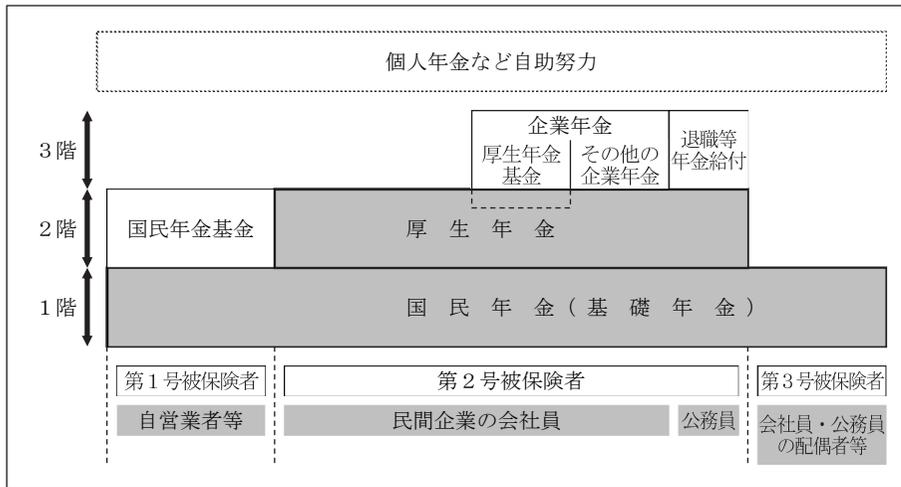
公的年金制度のうち、民間企業や官公庁等に雇用されている人が加入する年金を被用者年金といいます。被用者年金には厚生年金保険があり、基礎年金に上乗せする形で報酬比例の年金（老齢厚生年金など）が支給されます。

(3) 被用者年金の一元化

従来は公務員および私立学校の教職員は、厚生年金保険とは異なる制度の各共済組合制度に加入していました。これを同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の給付を受けるという公平性を確保するため、2015年10月に被用者年金の一元化が行われました。共済年金と厚生年金保険の制度的な差異は、基本的に厚生年金保険に揃えて解消します。

公務員の場合、共済年金に上乗せして職域年金（報酬比例部分の20%相当額）が3階部分として支給されていましたが、被用者年金の一元化に伴い、職域年金は廃止されました。廃止後の新たな年金は、民間の企業年金に相当する退職等年金給付（年金払い退職給付）が設けられました。

2 公的年金制度など3階建ての体系



の部分は公的年金

- ・ 1階部分……全国民に共通した年金（基礎年金）。すべての国民が国民年金制度に加入し、加入者に共通に給付される年金を「基礎年金」といいます。
- ・ 2階部分……国民年金の上乗せとして報酬比例の年金を支給する被用者年金、国民年金基金（任意加入）があります。
- ・ 3階部分……企業年金等（厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金など）

公的年金制度で共通して使用する個人ごとの番号を「基礎年金番号」といいます。すべての加入期間を通じて同じ番号で記録が管理されます。

3 日本における年金制度の考え方

(1) 社会保険方式

日本における年金制度は社会保険方式にもとづいています。

現役時に働いて得た収入から保険料を納めることによって、日本年金機構に、保険料納付実績が記録されます。そして自分が高齢者になった時に、保険料納付記録に基づいて計算された額の年金が支給されます。

日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなど主要先進国の制度は、すべて「社会保険方式」を採用しています。税財源により、実質的に生活を保障する年金を、保険料の支払い実績に関係なく、所得制限なしで支給する制度は、ニュージーランドのみです。

(2) 世代間扶養

政府は、保険料を払うことを法律で義務付けており、保険料を支払う義務を果たすと、高齢者の生活を支える義務を果たしたと評価します。

そして、将来、自分が高齢者になったときに、かつて高齢者に対して貢献した度合い（保険料納付実績）に応じて、子や孫に当たるその時代の現役世代から仕送りされてくる年金を受け取ることを権利として与えるのです。つまり、現役世代の保険料を年金受給世代に仕送りしていると考えられるのです。また、各世代間において仕送りを順繰りに行うことを想定しています。この順繰りに世代を支えあう考え方を「**世代間扶養**」といいます。

(3) 国民皆年金

わが国では、自営業者や無業者も含め、原則として、20歳以上60歳未満のすべての人が公的年金制度の対象になっています。これを国民皆年金といいます。

国民皆年金制度によって、安定的な保険料を集めることが可能となるので、社会全体で老後の所得に対応していくことが可能になっています。

2 国民年金の被保険者と保険料

★★★

国民年金の強制被保険者の種別は、3種類ある

Theme

1 国民年金の被保険者

(1) 強制加入被保険者の種別

1986年4月からは、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、全員国民年金に加入することが義務付けられました（強制加入）。しかし、自営業者、会社員、公務員、会社員・公務員の配偶者では保険料の徴収方法が異なるので、国民年金の被保険者の種別を区分しています。そのため、国民年金では加入者を第1号被保険者（自営業者、農業者、学生など）、第2号被保険者（厚生年金保険の加入者）、第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）の3種類に分けています。

被保険者の種別	該当する者
第1号被保険者	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、第2号・第3号以外の者。自営業・自由業・フリーター・大学生・無職の人・農業従事者・国会議員など。外国籍でも可。
第2号被保険者	厚生年金保険の加入者（会社員、公務員、私学の教職員等）。 60歳以降65歳に達するまで厚生年金保険に加入し続ける場合は、第2号となり被保険者資格は継続されますが、被用者年金制度の老齢年金の受給者となったときは被保険者資格を喪失します。
第3号被保険者	厚生年金保険の加入者である第2号被保険者に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）で、20歳以上60歳未満であり、年収が130万円未満の人。

■要件のまとめ

	国籍要件	国内居住要件	20歳以上60歳未満という要件
第1号被保険者	×	○	○
第2号被保険者	×	×	×
第3号被保険者	×	(注) ○	○

○…要件あり ×…要件なし

(注) 2020年4月から第3号被保険者の認定において、原則として「国内に居住していること」という要件が導入されました（※外国において留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する者、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる者等についても一定要件を満たせば第3号被保険者として認定されます）。

従来は25年でしたが、2017年8月より10年に短縮されました。

(2) 任意加入被保険者

65歳になると、国民年金から年金が支給されます。これを「老齢基礎年金」といいますが、原則として、国民年金に10年以上*加入している人にしか支給されません。そこで、過去に未加入期間がある等、加入期間が不足している人のために老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができない人や、満額の老齢基礎年金を受給できない場合に年金額を増やしたい人を対象としたものが、任意加入です。

次のいずれかに該当する人は、申し出により、任意加入被保険者となることができます。任意加入して、保険料を納めた期間は、第1号被保険者の保険料納付済期間と同様の取扱いをすることになっています。

- ① 日本に住所を有する60歳以上65歳未満の人。
- ② 日本国籍を有し、海外に住所を有する20歳以上65歳未満の人。
- ③ 65歳以上70歳未満の人で、老齢年金の受給権を有していない人は、受給資格を満たす目的でのみ70歳まで任意加入できる。

2 国民年金の保険料

被保険者の種別	保 険 料
第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者本人に納付義務があります（本人に収入がない場合は世帯主が連帯して負担します）。 ・2023年度の保険料は月額16,520円で、当月分を翌月末日までに納めますが、前納による割引や、口座振替による早取割引があります。前納には最大2年前納制度があります。 ・保険料の納付が困難な者に対する保険料免除制度があります。 ・滞納した場合、納付期限から2年以内であれば納めることができます。 ・産前産後期間中の国民年金保険料が免除されます。出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間として免除を受けた期間は、将来、年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として取り扱われます。
第2号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・月給とボーナスから厚生年金保険の保険料が天引きされています。 ・国民年金の保険料は、加入している厚生年金保険から一括して拠出されているため、厚生年金保険の保険料（掛金）以外に負担する必要はなく、国民年金としての個人的な納付は不要です。
第3号被保険者	<p>配偶者の加入している年金制度から拠出されているため、国民年金としての個人的な納付は不要です。</p>

■基礎年金拠出金

被用者年金保険者は、厚生年金保険の保険料として徴収した金額のうちから、基礎年金拠出金として計算した額を国民年金制度にお金を支出します。

例えば、会社員から徴収された保険料は、いったん厚生年金保険のお財布に納められます。そして、そのお財布から、「国民年金のお財布」へその一部が移動するイメージです。この移動するお金のことを「基礎年金拠出金」と言います。つまり、会社員も間接的に国民年金の保険料を納めていることとなります。

3 第3号被保険者の届出

第3号被保険者になるには、健康保険の被扶養者と認定されることが基準になり、年収130万円未満（障害者の場合は180万円未満）で、被保険者の収入の2分の1未満であることとされています。第3号被保険者に該当した場合は、**配偶者の勤務する事業主を経由して届出が必要です**。届出していない場合、第3号被保険者とはなりません。

4 被保険者資格の取得・喪失の手続き

具体例	種 別	手続き
高卒で会社に就職した	無資格→第2号	会社が手続きする
大学生が20歳になった	無資格→第1号	住所地の市区町村役場へ届出
会社員が転職した	第2号→第2号	会社が手続きする
女性会社員が結婚して専業主婦になった	第2号→第3号	夫の会社が手続きする
夫が60歳未満で退職した (妻は専業主婦)	夫：第2号→第1号 妻：第3号→第1号	住所地の市区町村役場へ届出

ケーススタディ

以下の設例を読んで、次の1～4の文章のうち、最も適切なものはどれか。なお、柳原さん夫婦は2人暮らしであり、ともに日本国内に居住しているものとします。

〈設例〉

夫：柳原康雄さん（厚生年金保険の適用事業所で働く会社員で、今年60歳になり、退職する予定。退職後は、再就職は予定していない）

妻：柳原曜子さん（今年57歳になる専業主婦）

1. 妻は、60歳になるまで国民年金の第3号被保険者となる。
2. 夫が60歳になり退職すると、妻は第1号被保険者となり、市区町村役場の国民年金課へ種別変更の届け出が必要である。
3. 退職後も引き続いて、夫は第2号被保険者、妻は第3号被保険者となる。
4. 退職後は、夫は第3号被保険者、妻は第1号被保険者となり、市区町村役場の国民年金課へ夫婦それぞれ種別変更の届け出が必要である。

正解 2

1. × 夫が退職したら妻は60歳になるまで第1号被保険者となる。
2. ○ 退職の際には、妻は第1号被保険者への種別変更が必要である。
妻は、夫が第2号被保険者の期間は、第3号被保険者である。夫が、60歳になり退職すると、妻は第1号被保険者となり、市区町村役場の国民年金課へ種別変更の届け出が必要となる。
3. × 退職後、夫は第2号被保険者にはなれず、妻は60歳になるまで第1号被保険者となる。
4. × 夫は第3号被保険者に該当しない（p.135参照）。

3 国民年金の保険料免除制度と追納 ★★★

第1号被保険者の保険料免除制度の種類と内容を理解する

Theme

1 免除制度とは

失業等によって収入を失えば、国民年金保険料を納めることが困難になる事態も生じてきます。そのために、国民年金は保険料免除制度を設けています。対象者は、自営業者や無職の人など国民年金の**第1号被保険者**だけです。保険料免除の届出申請先は、住所地の市区町村役場です。

免除の種類には「**法定免除**」と「**申請免除**」があり、その他、特例として、「**学生納付特例制度**」と「**納付猶予制度**」があります。

2 法定免除

生活保護による生活扶助を受けている人や、**障害基礎年金**または**障害等級1級**もしくは**2級の障害厚生年金**を受給している人が当てはまります。届出によって当然に免除になります。

なお、免除された期間は、年金の加入期間として認められ、受給資格期間に算入されます。給付については、**負担割合に応じて反映**されます。

3 申請免除

失業などにより収入を失ったなど、生活困窮によって保険料が納められない理由のある人は免除の申請手続きを行うことで、免除を認めるか認めないかの審査を受けます。

免除の判定の対象とされる人は、**被保険者本人**だけでなく、**被保険者の配偶者**、および**世帯主**であり、それぞれが各段階の免除基準に該当していることが必要です。

申請して認められる国民年金保険料の免除は従来、保険料の全額を免除する「**全額免除**」でした。前年の合計所得が135万円以下の未婚ひとり親や寡婦・寡夫は、全額免除の対象です。2002年から保険料の半額を免除する「**半額免除制度**」が実施され、2006年7月から「**4分の3免除**」「**4分の1免除**」も加えられて、現在、**4段階**で実施されています（**多段階免除制度**）。

なお、免除された期間は、年金の加入期間として認められ、受給資格期間に算入されます。給付については、**負担割合に応じて反映**されます。

■法定免除・申請免除を受けた場合の基礎年金の給付

基礎年金の給付については、その財源の一部が国庫負担されています。国庫負担割合は、従来3分の1でしたが、2009年度から2分の1へ引き上げられました。

これにより、法定免除・申請免除を受けた期間の評価も、3分の1から2分の1に引き上げられました。

① 「国庫負担3分の1」の場合（2008年度まで）

免除期間の評価は3分の1として計算します。

免除なし	国庫負担分←	→保険料分	(満額)	$\left(\frac{6}{6}\right)$	
$\frac{1}{4}$ 免除			$\left(\frac{5}{6}\right)$		保険料納付月数の $\frac{5}{6}$ 換算
半額免除			$\left(\frac{4}{6}\right)$		保険料納付月数の $\frac{2}{3}$ 換算
$\frac{3}{4}$ 免除			$\left(\frac{3}{6}\right)$		保険料納付月数の $\frac{1}{2}$ 換算
全額免除			$\left(\frac{2}{6}\right)$		保険料納付月数の $\frac{1}{3}$ 換算

② 「国庫負担2分の1」の場合（2009年度以降）

免除期間の評価は2分の1として計算します。

免除なし	国庫負担分←	→保険料分	(満額)	$\left(\frac{8}{8}\right)$	
$\frac{1}{4}$ 免除			$\left(\frac{7}{8}\right)$		保険料納付月数の $\frac{7}{8}$ 換算
半額免除			$\left(\frac{6}{8}\right)$		保険料納付月数の $\frac{3}{4}$ 換算
$\frac{3}{4}$ 免除			$\left(\frac{5}{8}\right)$		保険料納付月数の $\frac{5}{8}$ 換算
全額免除			$\left(\frac{4}{8}\right)$		保険料納付月数の $\frac{1}{2}$ 換算

4 学生納付特例制度

国民年金は20歳から強制加入となっていますが、収入のない学生も多いため、2000年4月に「学生納付特例制度」が設けられました。この特例は、親の収入等に関係なく、**学生本人の前年の所得**に応じて、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。

(1) 対象者

対象者は、大学や専門学校の20歳以上の学生で、一定所得以下の場合、申請により国民年金保険料の納付が猶予されます。

保険料免除期間は、年金の加入期間（受給資格期間）には算入しますが、**老齢基礎年金額には反映されません**。しかし、**10年以内であれば保険料を納付（追納）することもできます**。追納した場合は、老齢基礎年金額にも反映されます。

(2) 学生納付特例制度のポイント

- ① 20歳以上の学生には保険料の納付特例制度がある。
- ② 申請は毎年必要。申請場所は市区町村役場（大学等によっては、大学等の窓口でも申請手続が可能）。
- ③ 免除期間は年金の受給資格期間には算入するが、年金額には反映しない。
- ④ 免除期間中に障害を負った場合は、障害基礎年金が支給される。
- ⑤ 免除された保険料は、10年間さかのぼって追納できる。
- ⑥ **学生本人の所得（前年）**で判定される。

5 納付猶予制度

50歳未満の第1号被保険者が、**本人と配偶者の前年（1月から6月までの月分の保険料については前々年）の所得**が免除基準に該当する場合、申請により国民年金保険料の納付を猶予する仕組みです。

(1) 対象者

対象者は、50歳未満の第1号被保険者で、一定所得以下の場合国民年金保険料の納付が猶予されます。

保険料免除期間は、年金の加入期間（受給資格期間）には算入しますが、**老齢基礎年金額には反映されません**。しかし、**10年以内であれば保険料を納付（追納）することもできます**。追納した場合は、老齢基礎年金額にも反映されます。

(2) 納付猶予制度のポイント

- ① 50歳未満の第1号被保険者には保険料の納付猶予制度がある。
- ② 納付猶予期間は年金の受給資格期間には算入するが、年金額には反映しない。
- ③ 納付猶予期間中に障害を負った場合は障害基礎年金が支給される。
- ④ 納付猶予された保険料は10年間さかのぼって追納できる。
- ⑤ 本人と配偶者の所得（前年）で判定される。

6 保険料の追納  **頻出!**

(1) 追納ができる者

保険料の免除を受けた者が、その後保険料を納めることができるようになったときは、将来有利な年金が受けられるように法定免除、申請免除（全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除）、学生納付特例期間、納付猶予期間とされた期間について、保険料を後から納付することができます。これを保険料の**追納**といいます。

(2) 追納できる保険料免除期間

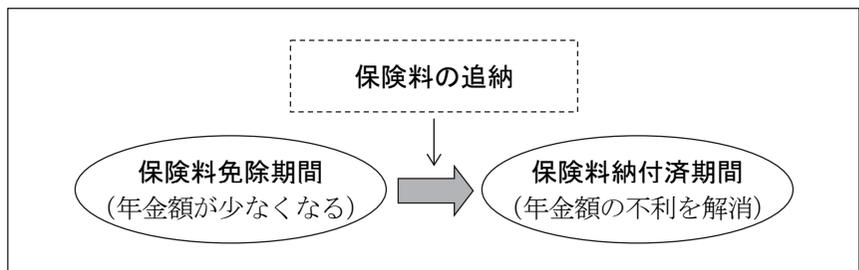
追納にかかる承認を受けた月前**10年以内**の全部または一部の期間です。

なお、老齢基礎年金の受給権者は、年金額が確定しているので追納することができません。

(3) 追納すべき保険料額

「保険料の免除を受けた当時の保険料の額＋政令で定める利息額」です。ただし、保険料の免除等を受けてから、一定期間内に追納するときは、当時の保険料のみを納付すればよいことになっています。

■ 追納の効果



4 厚生年金保険の基礎知識

★★

保険料は、労使折半負担で給与賞与から天引きされる

Theme

1 適用事業所 頻出!

厚生年金保険の適用対象となる事業所のことを適用事業所といいます。

すべての法人事業所は、業種を問わず、常時従業員を1人でも使用すれば、厚生年金保険の**強制適用事業所**となります。つまり、事業主や従業員の意思に関係なく強制的に加入しなければなりません。また、適用事業所に勤める従業員は、自動的に厚生年金保険の加入者になります。

なお、5人未満の個人事業所と5人以上でもサービス業の一部や農業・漁業などの個人事業所は、**任意適用事業所**となり、日本年金機構の認可を受けることによって厚生年金保険の適用事業所とすることができます。

2 被保険者

(1) 当然被保険者

厚生年金保険の適用事業所に勤務する**70歳未満の者**は、被保険者となります。なお、パートタイマーは、就労形態や就労内容などを総合的に判断して、常用的使用関係が認められれば適用されます。その目安は、所定労働時間および所定労働日数の両方が、通常の労働者のおおむね4分の3以上であることとなっています。

なお、短時間労働者（パートタイマー等）でも、一定の要件のもと労使で合意をすれば、厚生年金保険に加入できるようになりました。要件の詳細は、健康保険の被保険者と同じ（p. 86 **5**）。

(2) 任意単独被保険者

厚生年金保険の適用事業所以外の事業所に勤務する70歳未満の者は、事業主の同意を得て、単独で被保険者となることができます。

(3) 高齢任意加入被保険者

当然被保険者、任意単独被保険者ともに70歳未満でなければ被保険者となることはできませんが、70歳までに老齢基礎年金や老齢厚生年金の受給資格を満たせない場合は、70歳を過ぎても高齢任意加入被保険者であることができます。適用事業所以外に勤務する場合は、事業主の同意を得るなど要件を満たす必要があります。

3 被用者年金の一元化による被保険者の区分

公務員や私立学校の教職員が、厚生年金保険に加入することにより、厚生年金保険の被保険者は以下のように4種類に分けられ、種別ごとに被保険者期間がカウントされます。種別ごとの被保険者期間ごとに実施機関が事務処理を行います。

種別	対象者	実施機関
第1号厚生年金被保険者	一元化前の厚生年金保険の被保険者	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合連合会等の組合員	国家公務員共済組合連合会等
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合連合会等の組合員	地方公務員共済組合連合会等
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済の組合員	日本私立学校振興・共済事業団

4 厚生年金保険料

厚生年金保険料は、月給と賞与（ボーナス）から天引きされています。

(1) 保険料の額

標準報酬月額と標準賞与に対する保険料は、同じ保険料率で計算されます。これを総報酬制といい、2003年4月に導入されました。なお、保険料の負担は、事業主と被保険者との**労使折半**です。

$$[\text{標準報酬月額} \cdot \text{標準賞与額}] \times \text{保険料率 (18.3\%)}$$

① 標準報酬月額

健康保険料と同様に、標準報酬月額をもとに保険料を計算します。厚生年金保険の標準報酬月額は、第1級88,000円から第32級650,000円までの32等級に分かれています。

② 標準賞与額

厚生年金保険における標準賞与額に関する保険料賦課の上限額は、1回150万円です。

(2) 育児休業中の保険料免除  **頻出!**

育児休業中の保険料は、子が3歳になるまで申請により本人負担分・事業主負担分ともに免除されます。なお、年金額の計算では保険料納付済期間となります。

また、子が3歳になるまで、勤務時間を短縮するなどして働いたことで、標準報酬月額が低下し、休業前よりも低い標準報酬に基づき保険料を納付した場合でも、将来の年金受取額が低下しないように、年金額の算定上は育児休業前の標準報酬で保険料が納付されたものとみなされます。

なお、産前産後休業中（原則産前6週間、産後8週間）の保険料についても、申請により本人および事業主負担分ともに免除されます。

5 公的年金の給付の種類

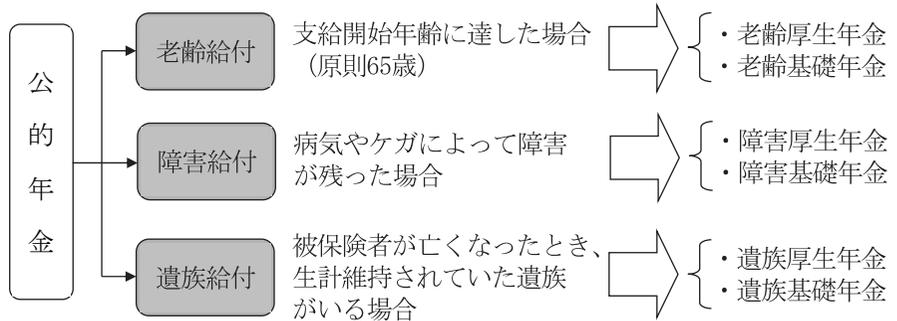


①老齢、②障害、③死亡の支給事由がある

Theme

1 公的年金給付の支給事由

年金給付の種類は、①老齢、②障害、③死亡の原因によって、一定要件を満たしたときに支給されます。国民年金と厚生年金保険について整理すると次のとおりです。



2 被保険者の種別と年金給付

	第1号・第3号被保険者	第2号被保険者	
	国民年金	国民年金	厚生年金保険
老齢給付	老齢基礎年金	老齢基礎年金	老齢厚生年金
障害給付	障害基礎年金 (1級、2級)	障害基礎年金 (1級、2級)	障害厚生年金 (1級、2級、3級) 障害手当金
遺族給付	遺族基礎年金 寡婦年金(※) 死亡一時金(※)	遺族基礎年金	遺族厚生年金

(※)は第1号被保険者の独自給付

■ 2階建て年金

2階	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
1階	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金

3 年金額のスライド

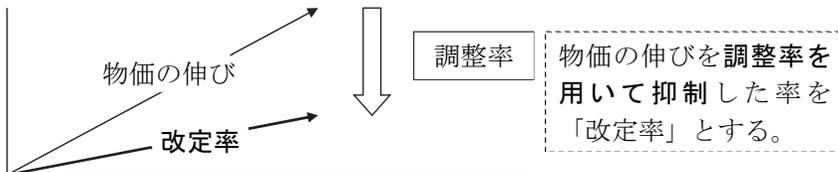
公的年金では、物価の変動に応じて年金額の実質価値を維持するため、消費者物価指数の変動によって年金給付額を調整する「物価スライド制」がとられていました。2004年の年金制度改正により給付水準の調整方法として「マクロ経済スライド」が導入されることになりました。「マクロ経済スライド」とは、現役世代の公的年金加入者の減少と平均余命の伸びを年金額の調整に反映させることで、年金額の伸びを抑制して改定する仕組みのことをいいます。

「マクロ経済スライド」による調整は、本来、2004年10月から実施されることになっていましたが、物価スライドによる特例水準が解消されるまで、実施しないことになっていました。2015年4月に物価スライドによる特例水準が解消され、いよいよ「マクロ経済スライド」が始動しました。

■マクロ経済スライドのイメージ

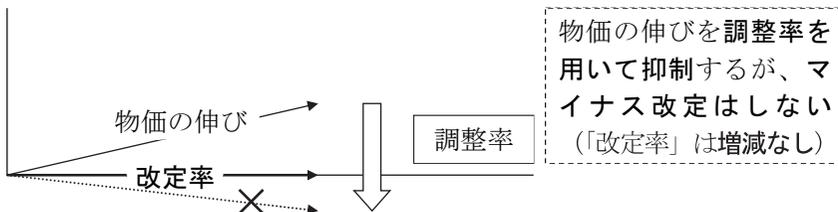
① 物価がある程度上昇した場合

(「物価変動率 \geq 調整率」の場合)



② 物価の上昇が小さい場合

(「物価変動率 $<$ 調整率」の場合)



4 財政検証

政府は、国民年金および厚生年金に係る「財政の現況及び見通し」（いわゆる財政検証）を、少なくとも**5年**ごとに作成しなければならない。

- ・保険料、国庫負担の額、保険給付に要する費用の額などについて、現況および見通し
- ・おおむね100年を財政均衡期間と定め、収入と支出のバランスをとるために、**マクロ経済スライド**の仕組みで年金の給付水準を調整している。
- ・「夫婦2人を想定した、いわゆるモデル世帯の年金受給額」の「現役男子の平均手取り収入額」に対する割合である所得代替率が、**100分の50を上回るような給付水準を将来にわたり確保する。**

5 2023年度の年金額 [新規裁定者、67歳以下（1956年4月2日以降生まれ）]

2023年度の年金額は、次のとおりです。

老 齢 基 礎 年 金 (満 額)		
2 級 障 害 基 礎 年 金		795,000円 ^{※1}
遺 族 基 礎 年 金		
1 級 障 害 基 礎 年 金		993,750円 ^{※2}
障害・遺族基礎年金の子の加算額 (第1子・第2子)		228,700円
同、子の加算額 (第3子以降)		76,200円
加給年金額	① 配偶者	228,700円
	② 第1子、第2子	
	③ 第3子以降	76,200円
3級障害厚生年金の最低保障額 および中高齢寡婦加算額		596,300円

※1 既裁定者、68歳以上（1956年4月1日以前生まれ）は、792,600円

※2 既裁定者、68歳以上（1956年4月1日以前生まれ）は、990,750円

6 老齢給付①（老齢基礎年金）

★★★

老齢基礎年金は、原則65歳から支給される

Theme

1 老齢基礎年金の支給開始年齢

国民共通の老齢基礎年金は、本来、**65歳から支給**されます。

しかし、本人の希望により60～64歳のいつからでも老齢基礎年金を受給することができます。これを「**繰上げ支給**」といいます。逆に、65歳からではなく、支給開始を繰り下げて75歳までの間に受給することもできます。これを「**繰下げ支給**」といいます。なお、付加年金の受給権者は同時に、受給額が減額または増額されます。

なお、繰上げ支給、繰下げ支給とも、一度手続きをすると**取り消すことはできません**。

2 繰上げ支給と繰下げ支給 頻出！

(1) 繰上げ支給

60歳から64歳までの間に繰上げて老齢基礎年金を受給する場合には、年齢に応じた減額率が適用され、**生涯にわたって年金額が減額**されます。繰上げ支給を受けると、その後に受給権が発生しても障害基礎年金や寡婦年金は受給できません。また、国民年金に任意加入することはできなくなります。

(2) 繰下げ支給

65歳から75歳までの間に繰下げて老齢基礎年金を受給する場合には、年齢に応じた増額率が適用され、**生涯にわたって年金額が増額**されます。

(3) 支給率

繰上げ支給では、1ヵ月繰上げるごとに0.4%減額されます。繰下げ支給では、1ヵ月繰下げるごとに0.7%増額します。

例えば60歳0か月から繰上げ支給した場合、65歳からの額を100%とすると76%になり、本来の老齢基礎年金額から24%減額されます。

繰上げ (60歳から64歳)	「0.4%×繰上げた月数」が減額され、一生、減額された年金を受給する。最大▲24%
繰下げ (66歳から75歳)	「0.7%×繰下げた月数」が増額され、一生、増額された年金を受給する。最大+84%

※ 70歳到達後に繰下げの申し出をせずに遡って年金を受け取る場合は、請求の5年前の日に繰下げの申し出をしたものとみなして増額した年金を5年分一括受取りできます（特例的な繰下げみなし増額制度）。

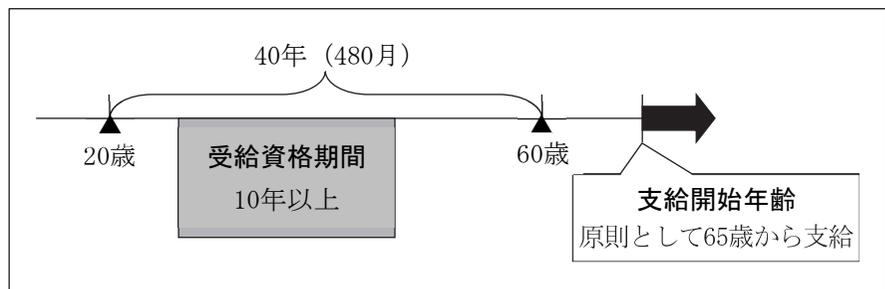
3 老齢基礎年金の受給要件

原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上ある人が65歳に達したときに、老齢基礎年金を受給することができます。

(原則) 保険料納付済期間+保険料免除期間≥10年

10年を満たせない場合、合算対象期間を合わせて10年以上になれば受給資格を得られます。

(例外) 保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間≥10年

**■** 受給資格期間

年金を受けるために必要な加入期間を「受給資格期間」といいます。これまでは受給資格期間が25年必要でしたが、2017年8月より10年に短縮されました。受給資格期間を満たしていない60歳以上65歳未満（1965年4月1日以前生まれの者は70歳未満）の者は、任意加入して保険料を納める（任意加入被保険者）ことができます。また、受給資格期間を満たしている65歳未満の者で、満額の老齢基礎年金を受給できない者も任意加入することができます。

(1) 保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、文字どおり保険料を納めた期間です。

この期間の中には、第1号被保険者として保険料を納めた期間や、会社員等が該当する第2号被保険者の期間も含まれます。また、**第3号被保険者期間も保険料納付済期間**です。

(2) 保険料免除期間

第1号被保険者期間のうち、保険料の納付を免除された期間のことです。「法定免除」、「申請免除」により保険料が免除された期間の他に、「学生納付特例制度」、「納付猶予制度」を受けている期間も含まれます。

(3) 合算対象期間（カラ期間）

老齢基礎年金などの受給資格期間をみる場合に、期間の計算には入れるが、**年金額には反映されない期間**のことです。年金額に反映されないため、「中身がカラっぽ」という意味で**カラ期間**と呼ばれていますが、正確には**合算対象期間**といいます。国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかった期間や、第2号被保険者期間のうち、20歳未満および60歳以後の期間などが該当します。

(参考) 専業主婦の「カラ期間」

夫が会社員で妻が専業主婦の場合、1986年4月より前は、夫が被用者年金（現在の厚生年金保険や共済年金）に加入していた場合、妻は国民年金に加入しても加入しなくてもよいとされていました。このため、専業主婦の多くが国民年金に加入していませんでした。

1986年4月1日以降、基礎年金制度の施行にあたって、国民年金に強制加入（第3号被保険者、保険料負担なし）になりました。

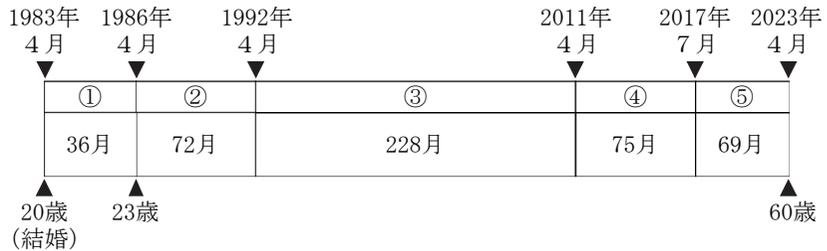
この変更で、強制加入となった1986年4月から60歳まで保険料納付を続けても受給資格期間の25年（当時）を満たせず老齢基礎年金が受給できないケースが多数出てきます。そのため、1986年4月より前に任意加入しなかった専業主婦も、年金の受給資格期間として計算するカラ期間として救済することになったのです。

ケーススタディ

Aさん（1963年4月3日生まれ）の公的年金加入歴等が下記＜資料＞のとおりである場合、Aさんの老齢基礎年金の受給資格期間に算入される期間（合計月数）は、何ヵ月あるか。

＜資料＞

[Aさんの公的年金加入歴等]



① 合算対象期間	: 36月
② 国民年金の第3号被保険者期間	: 72月
③ 厚生年金保険の被保険者期間	: 228月
④ 国民年金の保険料免除期間（半額免除）	: 75月
⑤ 国民年金の第3号被保険者期間	: 69月

※ 上記以外に保険料納付済期間はないものとする。

※ ④の半額免除期間については、免除以外の保険料を納付しているものとする。

正解 480月

$$\begin{aligned}
 \text{受給資格期間} &= \text{①合算対象期間}36\text{月} \\
 &\quad + \text{②国民年金の第3号被保険者期間}72\text{月} \\
 &\quad + \text{③厚生年金保険の被保険者期間}228\text{月} \\
 &\quad + \text{④国民年金の保険料免除期間（半額免除）}75\text{月} \\
 &\quad + \text{⑤国民年金の第3号被保険者期間}69\text{月} \\
 &= 480\text{月}
 \end{aligned}$$

4 老齢基礎年金の年金額

2023年度の満額年金額（原則40年加入）は、795,000円（新規裁定者、67歳以下の者）です。

■免除の種類に応じた年金額への反映割合（p. 140参照）

	全額免除	$\frac{3}{4}$ 免除	半額免除	$\frac{1}{4}$ 免除
2009年3月までの期間 国庫負担 3分の1	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{5}{6}$
2009年4月以降の期間 国庫負担 2分の1	$\frac{1}{2}$	$\frac{5}{8}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{7}{8}$

基礎年金の国庫負担割合は、従来3分の1でしたが、2009年度から2分の1へ引き上げられたことにより、免除期間の年金額への反映割合が異なります。

■老齢基礎年金額の計算式

$$795,000円 \times \frac{A + B \times \frac{5}{6} + C \times \frac{2}{3} + D \times \frac{1}{2} + E \times \frac{1}{3} + F \times \frac{7}{8} + G \times \frac{3}{4} + H \times \frac{5}{8} + I \times \frac{1}{2}}{\text{加入可能年数（原則40年）} \times 12}$$

A：保険料納付済月数

B：2009年3月までの4分の1免除月数

C：2009年3月までの半額免除月数

D：2009年3月までの4分の3免除月数

E：2009年3月までの全額免除月数

F：2009年4月以降の4分の1免除月数

G：2009年4月以降の半額免除月数

H：2009年4月以降の4分の3免除月数

I：2009年4月以降の全額免除月数

なお、計算式中の「免除期間」とは、法定免除と申請免除の期間のことをさしており、合算対象期間（カラ期間）、学生納付特例期間、納付猶予期間は、年金額の計算には反映されません（受給資格期間には算入されません）。

ケーススタディ 1

下記資料に基づいてAさん（1958年4月10日生まれ）に支給される老齢基礎年金の年金額（2023年度価格）はいくらか。なお、年金額は、50銭未満は切り捨て、50銭以上100銭未満は1円に切り上げること。

・ Aさんの年金加入歴

保険料納付済期間：332月

保険料免除期間：36月（全額免除）、24月（半額免除）

※ 免除期間は2009年3月以前のものである。

・ 老齢基礎年金の計算式

$$795,000円 \times \frac{\text{保険料納付済期間} + (\text{保険料免除期間} \times \text{免除の種類に応じた割合}^{\ast})}{480月}$$

※ 免除の種類に応じた割合

全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
1/3	1/2	2/3	5/6

正解 596,250円

$$\begin{aligned} \text{老齢基礎年金額} &= 795,000円 \times \frac{332月 + 36月 \times \frac{1}{3} + 24月 \times \frac{2}{3}}{480月} \\ &= 795,000円 \times \frac{332月 + 12月 + 16月}{480月} \\ &= 795,000円 \times \frac{360月}{480月} \\ &= 596,250円 \end{aligned}$$

7 老齢給付②（65歳からの老齢厚生年金）★★★

65歳から支給される老齢厚生年金の仕組みをマスターする

Theme

1 受給要件

老齢厚生年金は、次の①～③の要件をすべて満たしている者に、老齢基礎年金の上乗せとして支給されます。

- ① 65歳以上であること
- ② 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること
- ③ 厚生年金保険の被保険者期間が1ヵ月以上あること

老齢厚生年金の被保険者期間は1ヵ月以上必要であり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合には、全く支給されません。

2 年金額

老齢厚生年金の額は、報酬に比例して計算される額（報酬比例部分の額）に、経過的加算額と加給年金額を合わせた金額になります。

老齢厚生年金の額＝報酬比例部分の額＋経過的加算額＋加給年金額

「報酬比例部分」の年金額は2003年4月からの総報酬制導入に伴い、次の「①2003年3月までの被保険者期間分」、「②2003年4月以後の被保険者期間分」によってそれぞれ計算される額を合算した額となります。

報酬比例部分＝①＋②

- ① $2003年3月までの期間分 = \frac{\text{平均標準報酬月額}^{\ast 1}}{\text{報酬月額}^{\ast 1}} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数}$
- ② $2003年4月以後の期間分 = \frac{\text{平均標準報酬額}^{\ast 2}}{\text{報酬額}^{\ast 2}} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数}$

(※1) 2003年3月以前の被保険者期間における月収の平均額

(※2) 2003年4月以降の被保険者期間における賞与も含めた平均月収の額

1946年4月2日以降生まれの場合

(計算例)

Aさん(男性)について、報酬比例部分相当の老齢厚生年金の年金額はいくらか。なお、年金額は、50銭未満は切り捨て、50銭以上100銭未満は1円に切り上げること。

< Aさんに関する資料 >

Aさんの生年月日 : 1957年3月20日生まれ
 Aさんの平均標準報酬月額 : 350,000円 (1994年再評価額)
 (2003年3月以前276ヵ月)
 Aさんの平均標準報酬額 : 600,000円 (1994年再評価額)
 (2003年4月以降168ヵ月)

(2003年3月までの期間分)	(2003年4月以降の期間分)
$350,000円 \times \frac{7.125}{1,000} \times 276月$	$600,000円 \times \frac{5.481}{1,000} \times 168月$
$\div 1,240,760円$	

20歳未満や60歳以上の期間など、厚生年金の被保険者であっても老齢基礎年金の計算には含まれない期間に対応した金額が、経過的加算として支給されます。また、一定の要件を満たす場合には、加給年金が加算されません。

3 老齢厚生年金の繰上げ支給

特別支給の老齢厚生年金が受給できない1961年4月2日以降生まれの男性および1966年4月2日以降生まれの女性は、老齢厚生年金を希望により、60歳から65歳になるまでの間に、繰上げ請求することができます。繰上げ支給した場合の老齢厚生年金の額は、1ヵ月繰り上げるごとに**0.4%**が減額されます。老齢厚生年金の繰上げ請求は、**老齢基礎年金の繰上げ請求と同時に**行わなければなりません。

4 老齢厚生年金の繰下げ支給 頻出!

老齢厚生年金の受給権のある人で、66歳に到達する前に老齢厚生年金の請求をしていなかった人は、老齢厚生年金の支給の繰下げの申し出ができます。最高で**75歳まで**認められています。繰下げした場合の老齢厚生年金の額は、1ヵ月繰下げごとに**0.7%**が増額されます。なお、60歳前半に支給される「特別支給の老齢厚生年金」は繰下げすることはできません。

老齢厚生年金と老齢基礎年金は、繰下げ時期を別々に選択できます。

8 老齢給付③（特別支給の老齢厚生年金） ★★★

65歳より前に特別に支給される老齢厚生年金がある

Theme

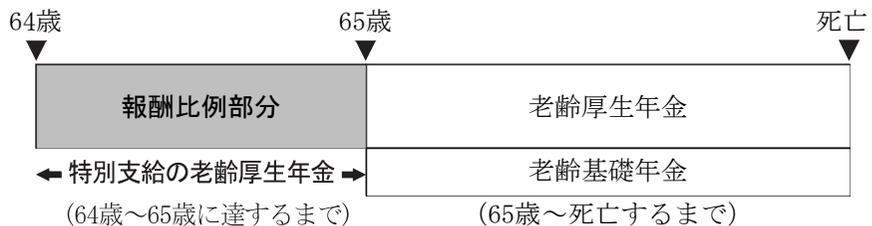
1 老齢厚生年金の支給開始年齢

老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として65歳です。しかし、当分の間、次の要件を満たした人には、65歳より前に、老齢厚生年金が特別に支給されます。これを「特別支給の老齢厚生年金」といいます。

- ① 男性は1961年4月1日以前生まれ、女性は1966年4月1日以前生まれであること
- ② 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること
- ③ 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あること

「特別支給の老齢厚生年金」の支給開始年齢は、1994年改正と2000年改正により、段階的に上げられることとなり（次ページ参照）、最終的には65歳以降でなければ年金は受給できなくなります。

たとえば、1959年4月2日生まれの男性に支給される年金の種類を図にすると、下図のようになります。



■特別支給の老齢厚生年金「支給開始年齢の引き上げ」

		生年月日 (カッコ内は女性)		
定額部分の 支給開始年 齢引き上げ 開始	①	報酬比例部分 ▲60歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1941. 4. 1以前 (1946. 4. 1以前)
	②	報酬比例部分 ▲61歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1941. 4. 2～1943. 4. 1 (1946. 4. 2～1948. 4. 1)
	③	報酬比例部分 ▲62歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1943. 4. 2～1945. 4. 1 (1948. 4. 2～1950. 4. 1)
	④	報酬比例部分 ▲63歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1945. 4. 2～1947. 4. 1 (1950. 4. 2～1952. 4. 1)
	⑤	報酬比例部分 ▲64歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1947. 4. 2～1949. 4. 1 (1952. 4. 2～1954. 4. 1)
	⑥	報酬比例部分 ▲65歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1949. 4. 2～1953. 4. 1 (1954. 4. 2～1958. 4. 1)
	⑦	報酬比例部分 ▲61歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1953. 4. 2～1955. 4. 1 (1958. 4. 2～1960. 4. 1)
	⑧	報酬比例部分 ▲62歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1955. 4. 2～1957. 4. 1 (1960. 4. 2～1962. 4. 1)
	⑨	報酬比例部分 ▲63歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1957. 4. 2～1959. 4. 1 (1962. 4. 2～1964. 4. 1)
	⑩	報酬比例部分 ▲64歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1959. 4. 2～1961. 4. 1 (1964. 4. 2～1966. 4. 1)
	最終的な形	⑪		老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳

- ・特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、女性は男性よりも5歳遅れます。

〔共済組合等の組合員または加入者としての厚生年金被保険者期間を有する女性の場合、当該期間に係る老齢厚生年金については、一般男性と同様に引き上げが行われます。〕

2 年金額

特別支給の老齢厚生年金額は、65歳以降の老齢厚生年金の報酬比例部分の額と同じ仕組みによって求められます。

3 特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の基本手当

65歳未満の者が退職により失業したときには、要件を満たせば、雇用保険から基本手当が支給されます。ただし、雇用保険から基本手当を受給する場合、その間は、**特別支給の老齢厚生年金の全額が支給停止**となります。

4 特別支給の老齢厚生年金の繰上げ支給

特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分のみが支給される1953年4月2日以降生まれの男性および1958年4月2日以降生まれの女性は、支給開始年齢に達する前までであれば、繰上げ請求することができます。繰上げした場合の特別支給の老齢厚生年金の額は、1ヵ月繰り上げるごとに**0.4%**が減額されます。特別支給の老齢厚生年金の繰上げ請求する場合、同時に老齢基礎年金の繰上げ請求をしなければなりません。なお、**特別支給の老齢厚生年金は、繰下げることはできません。**

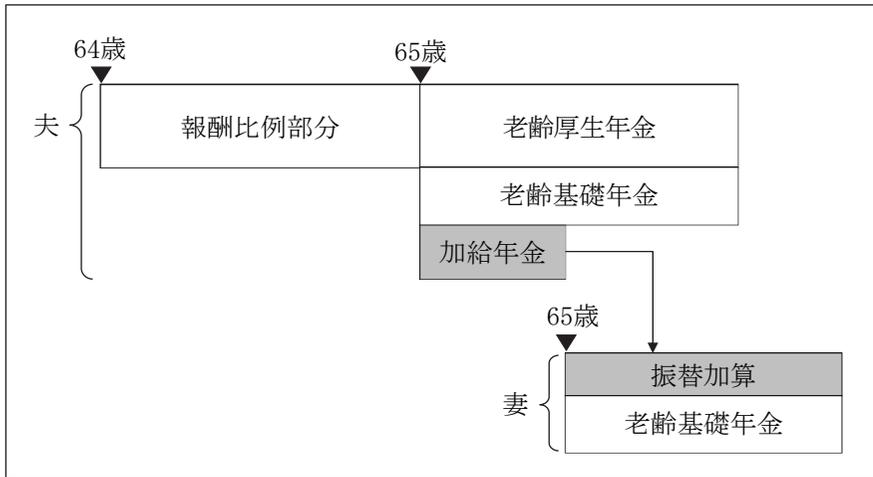
9 老齢給付④（加給年金と振替加算） ★★★

加給年金と振替加算はセットで理解することが大切である

Theme

1 加給年金と振替加算の概要

厚生年金保険には、いわば家族手当ともいえる「加給年金」があります。たとえば、1959年4月2日生まれの夫と、専業主婦だった妻（夫より年下）に支給される夫婦の年金を図にすると下図のようになります。



「加給年金」は、家族手当のようなものであるため、妻が65歳になって自分自身の老齢基礎年金が受給できるようになると支給されなくなります。その代わりに、妻（1966年4月1日以前生まれ）の年金に「振替加算」が加算されます。

2 加給年金(1) 受給要件  **頻出!**

65歳以上の老齢厚生年金の受給者で、厚生年金保険の被保険者期間が240月（20年）以上ある場合に、次にあげる人を生計維持している場合は、加給年金額が加算されます。

- ① 65歳未満の配偶者
- ② 18歳到達年度の末日（3月31日）までにある子
- ③ 障害等級1級または2級の20歳未満の子

(2) 加給年金額（2023年度価格）

配偶者	228,700円
子	1人につき228,700円 ※ただし3人目からは76,200円

なお、1934年4月2日以降に生まれた受給権者で、その配偶者が加給年金の加算対象となっている場合には、受給権者の生年月日に応じて、さらに「配偶者特別加算額」が加算されます。

3 振替加算

1986年4月以降は、会社員の妻は第3号被保険者となり、本人が65歳になると自分名義の老齢基礎年金額が支給されますが、60歳に近い人で国民年金に加入していなかった人や加入期間の短い人は老齢基礎年金が低額となります。

そこで、このような妻を救済するために、夫の加給年金を妻の老齢基礎年金に振替えることになりました。この振替えにより、老齢基礎年金に上乘せされるものを「振替加算」といいます。

(1) 受給要件

1966年4月1日以前に生まれた人で、老齢厚生年金または1級・2級の障害厚生年金の**加給年金額の対象となっている配偶者が65歳になり、老齢基礎年金の受給権を得た**ときに支給されます。なお、次の場合は、配偶者が65歳になっても振替加算は支給されません。

- ① 配偶者が厚生年金保険（共済年金）に原則として20年以上加入している場合。
- ② 配偶者の年収が850万円（所得655万5千円）以上の場合。

1966年4月2日以降生まれの配偶者は、現行の年金制度が始った1986年4月1日以降に20歳に達することになり、老齢基礎年金を満額受給できるため、振替加算は**支給されません**。

(2) 振替加算額

振替加算の額は、**配偶者**の生年月日に応じたものとなり、加給年金の額とは異なります。

10 老齢給付⑤（在職老齢年金）

★★★

在職しながら老齢厚生年金をもらう方法もある

Theme

1 在職老齢年金

在職老齢年金とは、60歳以降も企業で働きながら受け取る「特別支給の老齢厚生年金」と「老齢厚生年金」のことです。60歳以降の在職者は、収入に応じて、一定の割合で年金額が減額または支給停止されます。なお、次の場合は、在職老齢年金の適用を受けません。

- ① 60歳を過ぎて厚生年金保険の適用事業所に勤務しても、勤務時間を通常の人のおよそ4分の3未満として厚生年金保険の被保険者とならない場合は、在職老齢年金の適用を受けません（支給停止とはなりません）。
- ② 60歳を過ぎて自営業となり厚生年金保険の被保険者とならない場合などは、在職老齢年金の適用を受けません（支給停止とはなりません）。

なお、原則として、全額支給停止される場合を除き、加給年金の受給要件を満たす場合には、加給年金額は全額支給されます。

2 60歳台の在職老齢年金

「特別支給の老齢厚生年金」または「老齢厚生年金」を受給する人が在職中（厚生年金保険の被保険者）である場合には、総報酬月額相当額と基本月額に応じて、年金額の全部または一部が支給停止されます。なお、老齢基礎年金は支給停止されず、全額支給されます。

$$\begin{aligned} \cdot \text{基本月額} &= \frac{\text{老齢厚生年金額(加給年金額を除く)}}{12} \\ \cdot \text{総報酬月額相当額} &= \text{その月の標準報酬月額} + \frac{\text{その月以前の1年間の標準賞与額の総額}}{12} \end{aligned}$$

- (1) **基本月額＋総報酬月額相当額** が48万円以下の場合
年金は全額支給されます（支給停止されません）。
- (2) **基本月額＋総報酬月額相当額** が48万円超の場合
48万円を超える部分の2分の1が支給停止されます。

(3) 高年齢雇用継続給付との調整

雇用保険から高年齢雇用継続給付を受給しながら在職老齢年金を受給する60歳以上65歳未満の人は、上記(2)による支給停止に加え、さらに在職老齢年金の全部または一部が支給停止されます。

支給停止額（月額）＝標準報酬月額×最高6%相当額

（60歳以降の賃金月額が、60歳到達時の賃金月額の61%以上75%未満の場合は、支給停止額が6%未満になる）

3 70歳以上の在職老齢年金

70歳以降の人は、在職者であっても厚生年金保険の被保険者とはならず、保険料は負担しません。しかし、老齢厚生年金の額は、60歳台の者と同様の仕組みが適用されるため、一部または全部が支給停止となる場合があります。

なお、在職老齢年金を計算する際には「標準報酬月額」「標準賞与額」を使用しますが、70歳以上の人は厚生年金保険の被保険者ではないため、これらの額はありません。便宜上「70歳以上の被保険者である」としてそのときの給与額と賞与額に応じた「標準報酬月額相当額」と「標準賞与額相当額」を用いて「総報酬月額相当額」を算出することとしています。

4 在職中の年金額

老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額は、毎年9月1日を基準日として、翌月10月分から改定します。

11 障害給付

★★

一定条件を満たした場合に障害給付がもらえる

Theme

1 障害を負ったときに受け取れる年金

万が一、病気やケガで障害者になった場合、一定の要件を満たせば、障害の程度に応じて年金や一時金が支給されます。

国民年金と厚生年金保険では支給の内容が異なります。国民年金の障害基礎年金には1級と2級があり、厚生年金保険の障害厚生年金には1級、2級、3級の他、3級より軽い場合に障害手当金があります。障害基礎年金には3級、障害手当金はありません。

■障害等級と給付体系のイメージ図

障害手当金	障害厚生年金 3級	障害厚生年金 2級	障害厚生年金 1級
		障害基礎年金 2級	障害基礎年金 1級

軽い ←————— 障害の程度 —————→ 重い

2 用語の定義

(1) 初診日

病気や傷病について、初めて医者診療を受けた日のことです。65歳以降に初診日があっても障害年金の適用はありません。

(2) 「治る」の概念とは

当該傷病に関してその症状が固定し、これ以上治療しても効果が期待できない状態のことをいいます。

(3) 障害認定日

初診日から1年6ヵ月以内で、傷病が治った日のことです。治らない場合は、初診日から1年6ヵ月経過した日のことです。

(4) 障害等級

「障害等級表」により認定された障害の程度のことです。重度のものから1級、2級、3級となっています。

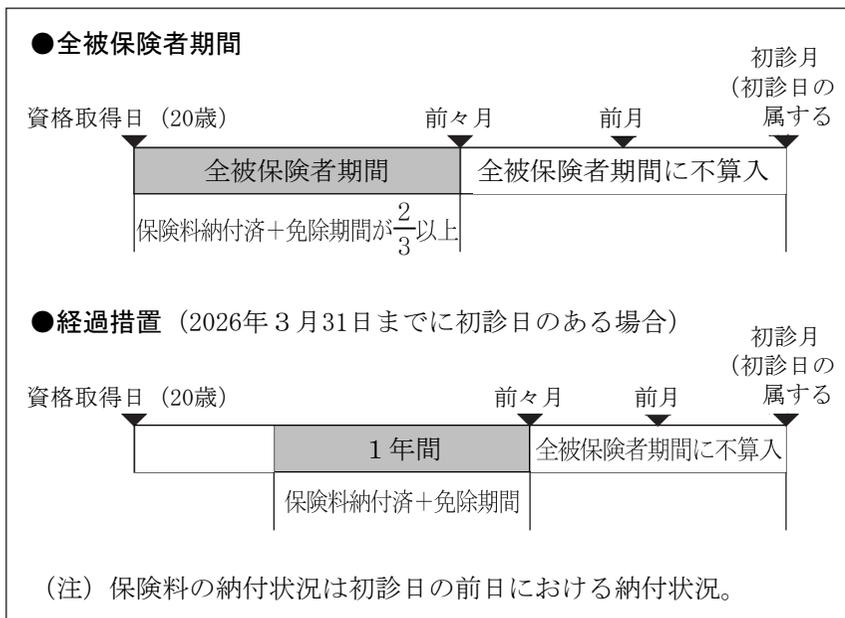
1級	日常生活にも他人の介護を必要とする程度。常時介護を要する状態
2級	日常生活に著しい制限を受ける程度の障害
3級	労働するのが著しく困難で制限される状態

(5) 保険料納付要件

初診日のある月の前々月までに被保険者期間がある場合、障害年金を受給するために満たすべき保険料納付についての要件は次のとおりです。

原則	初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
特例	原則を満たせない場合、初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと（初診日が2026年3月31日までにある者に限る）。

■一定の保険料納付要件のイメージ



3 障害基礎年金

万一、ケガや病気で障害者になったとき（業務上外、通勤途上は問われません）、国民年金ではその障害の程度が1級または2級に該当する場合に、1級または2級の障害基礎年金が支給されます。

(1) 障害基礎年金の受給要件

原則として、次の要件を満たした者は障害基礎年金を受給することができます。

- ① 初診日において国民年金の被保険者であるか、または、被保険者であった者で日本に住む60歳以上65歳未満の者であること。
- ② 障害認定日において、障害等級の**1級**または**2級**に該当すること。
- ③ 保険料納付要件を満たしていること。

(2) 年金額**① 年金額（2023年度価格）**

1 級	993,750円（2級の年金額×1.25倍）＋（子の加算）
2 級	795,000円＋（子の加算）

② 子の加算額

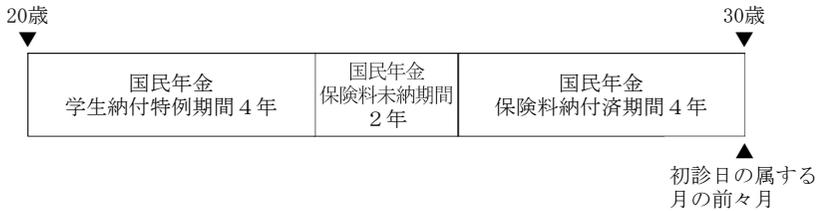
障害基礎年金の受給権を得たときに、生計維持関係にある子がいる場合には、子の加算額が加算されます。2011年4月以降は、受給権を得た後に、生計維持関係ができた場合でも、子の加算額が加算されます。なお、子とは、「18歳到達年度の末日（3月31日）までにある子」または「障害等級1級または2級の20歳未満の子」が該当します。

1人目の子・2人目の子（1人につき）	228,700円
3人目の子以降（1人につき）	76,200円

ケーススタディ

初診日の属する月の前々月までの公的年金の加入歴を示した下記の図のうち、障害基礎年金を受給できないものはどれか。なお、いずれも対象者は初診日が国民年金の被保険者期間中にあり、障害認定日に障害等級2級に該当するものとする。

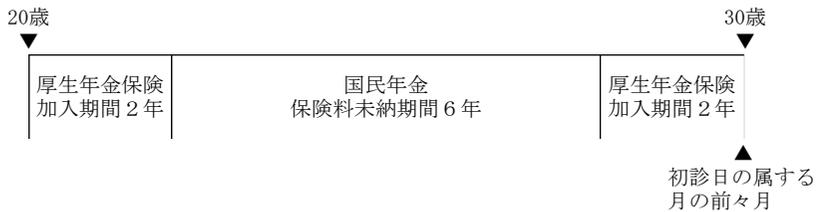
1.



2.



3.



4.



正解 4

2. 保険料未納期間が10年中2年（3分の1以下）なので受給できる。
3. 保険料未納期間は10年中6年（3分の1超）であるが、直近の1年間に未納期間がないため受給できる。
4. 保険料未納期間が10年中5年（3分の1超）あり、かつ、直近の1年間に未納期間があるため受給できない。

4 障害厚生年金

厚生年金保険に加入している人が、在職中の病気やケガで障害基礎年金に該当する障害（1級・2級）になったとき、障害基礎年金に上乗せして受給することができます。1級・2級の場合は障害基礎年金と障害厚生年金が、さらに程度の軽い障害の場合は、3級の障害厚生年金だけが支給されます。

また、3級の障害よりやや程度の軽い障害が残った場合には、一時金として障害手当金が支給されます。

(1) 障害厚生年金の受給要件

原則として、次の要件を満たした者は、障害厚生年金を受給することができます。

- ① 初診日において、厚生年金保険の被保険者であったこと。
- ② 障害認定日において障害等級の1級、2級、3級のいずれかに該当すること。
- ③ 保険料納付要件を満たしていること。

(2) 障害厚生年金と障害手当金の年金額

下記の計算式において、「報酬比例の年金額」とは、「老齢厚生年金の報酬比例部分」と同様の計算式となります。その計算の基礎となる被保険者月数が300月に満たない場合、300月として計算する。

① 1級障害厚生年金

報酬比例の年金額×1.25＋（配偶者加給年金額）

② 2級障害厚生年金

報酬比例の年金額＋（配偶者加給年金額）

③ 3級障害厚生年金

報酬比例の年金額

※ 2級の障害基礎年金額× $\frac{3}{4}$ が最低保障額

④ 障害手当金（一時金）

報酬比例の年金額×2

5 障害等級と年金の種類のもつめ

	1 級	2 級	3 級					
[厚生年金]	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金 2 級年金額×1.25</td> </tr> <tr> <td>配偶者加給年金額</td> </tr> </table>	障害厚生年金 2 級年金額×1.25	配偶者加給年金額	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金</td> </tr> <tr> <td>配偶者加給年金額</td> </tr> </table>	障害厚生年金	配偶者加給年金額	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金</td> </tr> </table>	障害厚生年金
障害厚生年金 2 級年金額×1.25								
配偶者加給年金額								
障害厚生年金								
配偶者加給年金額								
障害厚生年金								
	+	+						
[国民年金]	<table border="1"> <tr> <td>障害基礎年金 1 級</td> </tr> <tr> <td>子の加算</td> </tr> </table>	障害基礎年金 1 級	子の加算	<table border="1"> <tr> <td>障害基礎年金 2 級</td> </tr> <tr> <td>子の加算</td> </tr> </table>	障害基礎年金 2 級	子の加算		
障害基礎年金 1 級								
子の加算								
障害基礎年金 2 級								
子の加算								

- ・ 1 級または 2 級の障害厚生年金には、**配偶者**の加給年金が付きます。
- ・ 1 級または 2 級の障害基礎年金には、**子**の加算がつきます。
- ・ 3 級より軽い障害の場合は、厚生年金から障害手当金が支給されま
す。

12 遺族給付①（全体像と遺族基礎年金）★★★

遺族給付は、もらえる人が誰かをしっかり把握する

Theme

1 遺族給付の全体像

年金加入者または年金受給権者が死亡した場合、死亡時に生計維持関係がある一定の要件を満たす遺族に遺族年金が支給されます。

遺族基礎年金と遺族厚生年金では遺族の範囲が異なります。

2 階 部 分	遺族厚生年金	支給される遺族の順位	被保険者に生計を維持されていた下記の人のうち最先順位者に支給される。(配偶者(夫)・父母・祖父母は、60歳から支給される。(60歳に達するまでは支給停止))
			〈1位〉 ・配偶者 妻は年齢は問わない。55歳以上の夫 ・子 18才の到達年度の末日までの子 または障害等級1級・2級の20歳未満の子
			〈2位〉 ・父母 55歳以上
			〈3位〉 ・孫 子と同じ
			〈4位〉 ・祖父母 55歳以上
1 階 部 分	遺族基礎年金	配偶者…18才到達年度の末日まで(または20歳未満で障害1, 2級)の子のある配偶者 子…18才到達年度の末日まで(または20歳未満で障害1, 2級)の子	

(1) 配偶者

夫からみて妻。妻からみて夫。法律上の夫婦は当然ですが、事実上の夫婦も社会保険では互いの配偶者としての地位を認めています。

(2) 年金法上の「子」

- ① 未婚であって18歳に達した日以降3月31日までを「子」といいます。
- ② ただし、国が認定した1級、2級の障害者で未婚の人は20歳に達するまで年金上の「子」です。

2 遺族基礎年金の受給要件

被保険者または被保険者であった人が、次の一定の要件に該当する場合に、その遺族（「子のある配偶者」または「子」）に遺族基礎年金が支給されます。次の①および②の要件を満たすことが必要です。

- ① 被保険者又は被保険者であった者が次の(a)から(d)のいずれかに該当すること
- (a) 被保険者が、死亡したとき
 - (b) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満である者が、死亡したとき
 - (c) 老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間が25年以上である者に限る。）が、死亡したとき
 - (d) 老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が、死亡したとき
- ② ①の(a)又は(b)に該当する場合にあっては、死亡日の前日における保険料納付要件を満たしていること

■保険料納付要件

次の要件を満たすことが必要です。

原則	死亡日の前日において、国民年金の 保険料納付済期間と保険料免除期間の合計 が、死亡日の属する月の前々月までの保険料を納付しなければならない期間の 3分の2以上 あること。
特例	原則を満たせない場合、2026年4月1日前の場合は、死亡日に65歳未満であれば、死亡日の前日において、 死亡日の属する月の前々月までの1年間 に保険料の滞納がないこと。

3 遺族基礎年金を受給できる遺族 頻出!

- ① 子のある配偶者
- ② 子

配偶者死亡当時に「子のある配偶者」であっても、子が18歳到達年度末を過ぎたら「子のない配偶者」となり、遺族基礎年金は支給されなくなります。

4 年金額（2023年度価格）

(1) 子のある配偶者に支給される年金額

795,000円

+

子の加算額

配偶者に支給されるときは必ず加算される

1人目の子・2人目の子（1人につき）	228,700円
3人目の子以降（1人につき）	76,200円

(2) 子に支給される遺族基礎年金額

795,000円

+

子の加算額

受給権のある子供の数で分割する。

2人目の子	228,700円
3人目の子以降（1人につき）	76,200円

5 第1号被保険者の独自給付

第1号被保険者が死亡した場合、次の「寡婦年金」「死亡一時金」の受給資格要件を満たせば、いずれかが支給されます。

(1) 寡婦年金

老齢基礎年金の受給資格期間を第1号被保険者期間だけで満たした夫が死亡した場合、下記①の要件を満たす妻に対して**60歳到達月（夫死亡当時60歳未満の妻の場合）の翌月から65歳到達月まで**支給されます。夫の死亡当時に妻が60歳未満である場合には、60歳になるまでは支給停止となります。なお、妻が老齢基礎年金の繰上げ支給をしている場合には、寡婦年金は支給されません。

① 受給要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・ 夫が第1号被保険者として、「保険料納付済期間+保険料免除期間」が**10年以上**あること
- ・ 夫の死亡当時、**生計維持関係**があること
- ・ 夫との婚姻期間（内縁も可）が**10年以上**あること
- ・ 夫の死亡当時、妻が**65歳未満**であること。
- ・ 夫が障害基礎年金や老齢基礎年金を受給したことがないこと

② 年金額  頻出!

夫の第1号被保険者期間のみで計算した**老齢基礎年金額の4分の3**となります。

(2) 死亡一時金

3年以上保険料を納付したが、全く年金を受給せずに死亡した場合などに、一定の遺族に支給されます。

① 受給要件

- ・ 第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料4分の3免除期間の4分の1と保険料半額免除期間の2分の1と保険料4分の1免除期間の4分の3を合算した月数が36月以上ある人の死亡であること
- ・ 死亡した人が過去に**障害基礎年金**や**老齢基礎年金**を受給していないこと

② 受給できる遺族

死亡した人と**生計同一**（生計維持ではない）関係にある次の遺族。

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

③ 死亡一時金の額

保険料納付済期間等を合算した月数に応じて定められた額（原則として120,000円から320,000円）が支給されます。

13 遺族給付②（遺族厚生年金）

★★★

遺族厚生年金は「子のない配偶者」も受給できる

Theme

1 遺族厚生年金の受給要件

被保険者または被保険者であった人が、次のいずれかの要件に該当する場合に、その人の遺族に厚生年金は支給されます。

- ① 厚生年金保険の被保険者が死亡したとき（在職中の死亡）。
- ② 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のあるケガや病気で、初診日から**5年以内**に死亡したとき（初診日から5年以内の死亡）。
- ③ **1級**または**2級**の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき。

※ ①～③を短期要件、④を長期要件といいます。年金額の計算で取扱いが異なります。

■保険料納付要件

原則上記の①、②に該当する人は、「遺族基礎年金の保険料納付要件」と同様の納付要件を満たしていなければなりません。

2 支給を受けることができる遺族

被保険者または被保険者であった人が死亡した当時、死亡した人によって生計を維持していた次の人です。支給を受けることができる遺族の順位は下記①～④の順位によります。なお、兄弟姉妹は対象となりません。

- ① **配偶者および子**
（配偶者については、夫の場合は55歳以上、妻の場合は年齢に関係なく支給されます。子については、18歳到達年度の末日までにあるか、20歳未満で障害等級1級または2級の障害者で、かつ、婚姻していない場合に支給されます。）
- ② **父母**（55歳以上）
- ③ **孫**（子と同じ）
- ④ **祖父母**（55歳以上）

※ 遺族基礎年金を受給できない「子のない配偶者」も遺族厚生年金を受給できます。ただし、夫の死亡当時、**30歳未満の子のない妻の場合、5年間だけの有期年金**となります。

※ 子、孫の場合は、18歳到達年度末日（3月31日）まで（障害者は20歳未満）の受給となります。

※ 夫、父母、祖父母の場合は、受給開始は60歳からとなります。ただし、夫が遺族基礎年金を受給できる場合には、60歳未満でも支給されます。

3 年金額  **頻出!**

遺族厚生年金の額は、老齢厚生年金の報酬比例部分を計算した額の**4分の3**に相当する額となります。なお、短期要件の場合、被保険者月数が300月未満のときには、**300月として計算**します。長期要件の場合は、実際の被保険者月数で計算します。

$$\text{遺族厚生年金の額} = (\text{①} + \text{②}) \times \frac{3}{4}$$

- ① 2003年3月までの期間分 = $\frac{\text{平均標準報酬月額}^{\ast 1}}{\text{報酬月額}^{\ast 1}} \times \frac{\text{乗率}}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数}$
- ② 2003年4月以後の期間分 = $\frac{\text{平均標準報酬額}^{\ast 2}}{\text{報酬額}^{\ast 2}} \times \frac{\text{乗率}}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数}$

(※1) 2003年3月以前の被保険者期間における月収の平均額

(※2) 2003年4月以降の被保険者期間における賞与も含めた平均月収の額

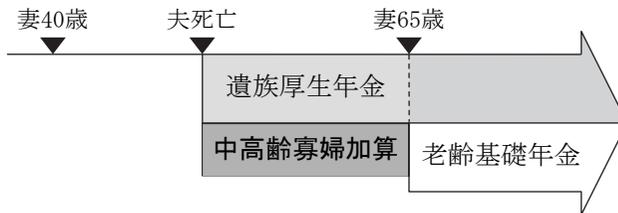
4 中高齢寡婦加算  **頻出!**

中高齢寡婦加算は、一定の要件に該当する妻の遺族厚生年金に加算される65歳までの有期年金です。夫には支給されません。

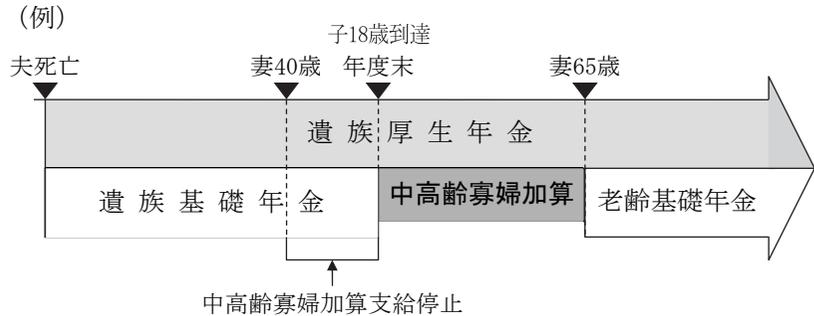
(1) 受給要件

- ① 原則として、夫の死亡当時、**40歳以上65歳未満**の妻に支給されます。

(例)



- ② 例外として、夫の死亡当時40歳未満であっても、**40歳**に達したときに、遺族基礎年金の支給要件を満たす子と生計を同じくする妻に支給されます（ただし、妻が遺族基礎年金を受給している期間は支給停止）。



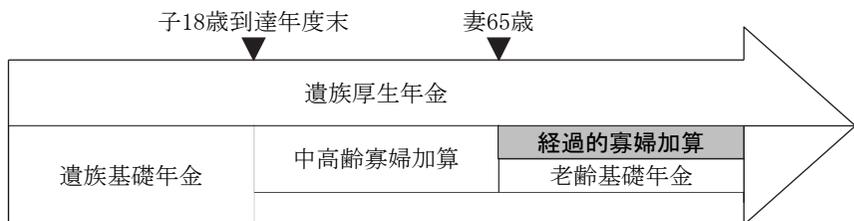
(2) 支給額（2023年度価格）

596,300円（定額）

5 経過的寡婦加算

遺族厚生年金を受けている妻が65歳になり、自分の老齢基礎年金を受けようになったときに、65歳までの中高齢寡婦加算に代わり加算される一定額を「経過的寡婦加算」といいます。遺族厚生年金の加算給付の1つです。これは、老齢基礎年金の額が中高齢寡婦加算の額に満たない場合、65歳到達前後における年金額の低下を防止するため設けられたものです。

(例)



(1) 受給要件

遺族厚生年金の受給権者である1956年4月1日以前生まれの人に支給されます。

(2) 経過的寡婦加算の額

受給権者の生年月日によって異なる額が支給されます。

ケーススタディ

Aさんは、民間企業に勤務する会社員で、家族構成は次のとおりである。

<家族構成>

	続柄	年齢	職業
Aさん	本人	46歳	会社員
Bさん	妻	42歳	専業主婦
Cさん	長女	16歳	高校2年生
Dさん	長男	13歳	中学2年生

仮にAさんが今死亡した場合、Aさんの死亡時点においてBさんが受給できる公的年金の遺族給付の額はいくらか。なお、Aさんの死亡に基づく遺族厚生年金の年金額は48万円であるものとし、その他の遺族給付の額については次のとおりであるものとする。また、Aさんは、大学卒業後の23歳から死亡時まで厚生年金保険に加入しているものとする。

<その他の遺族給付の額（2023年度価格）>

遺族基礎年金額		795,000円
遺族基礎年金の子の加算額 (1人当たり)	第1子・第2子	228,700円
	第3子以降	76,200円
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算額		596,300円

正解 1,732,400円

- ① 遺族基礎年金の年金額＝795,000円＋228,700円×2人
＝1,252,400円
- ② 遺族厚生年金の年金額＝48万円
※ 中高齢寡婦加算額は加算されない。
- ③ 遺族給付の額
①＋②＝1,732,400円

14 併給調整など

★★★

様々な併給調整がある

Theme

1 1人1年金の原則

公的年金では、1人1年金が原則で、支給事由の異なった年金の受給権を得たときは、どちらか一方を選択することになります。

これを「1人1年金の原則」といいます。

例えば、老齢給付と障害給付を同時に受けられるときは、いずれか一方を選択することになります。同様に、障害給付と遺族給付を同時に受けられるときは、いずれか一方を選択することになります。

つまり、もらえる年金の組み合わせは、原則として

「老齢基礎年金と老齢厚生年金」

「障害基礎年金と障害厚生年金」

「遺族基礎年金と遺族厚生年金」

のいずれかの組合せとなります。

2 併給調整

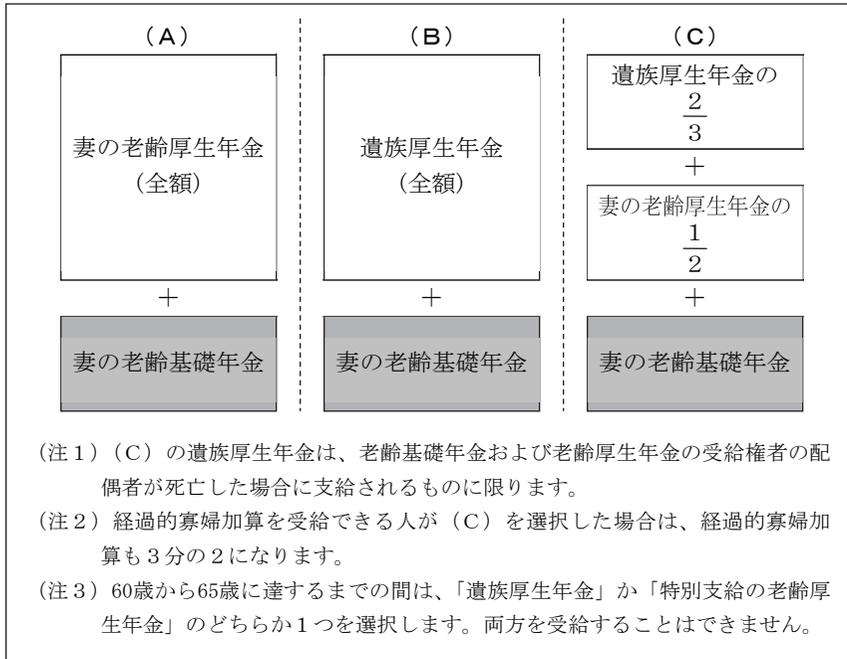
年金制度においては、1人の人が複数の年金を受けることは過剰給付になり公平性を失うとの観点から、「1人1年金」が原則になっています。複数の年金が受けられる場合は、いずれか1つの年金を選択しなければならず、これを併給調整といいます。

ただし、老齢基礎年金と老齢厚生年金というように、同じ種類の基礎年金と報酬比例の年金は一緒に受けられ、遺族年金と老齢基礎年金の組み合わせなども例外が認められています。

3 遺族厚生年金と65歳からの老齢厚生年金との併給調整

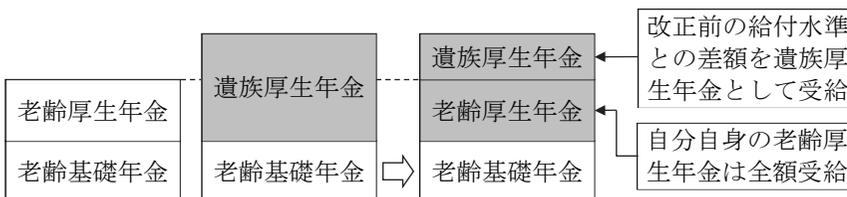
(1) 2007年3月31日までの取り扱い

65歳以後の妻は、(A) (B) (C) のうちいずれか有利な1つを選択できることになっていました。



(2) 2007年4月1日からの取り扱い

65歳以上の遺族配偶者は**老齢厚生年金を全額受給**して、改正前の併給方式による併給合計額が自分の老齢厚生年金額を上まわる場合に、**差額を遺族厚生年金として受給**します。つまり、上記(A)が優先されて自分自身の老齢厚生年金が全額支給され、その額が(B)(C)の額より低い場合には、差額のみ遺族厚生年金として支給される仕組みとなりました。



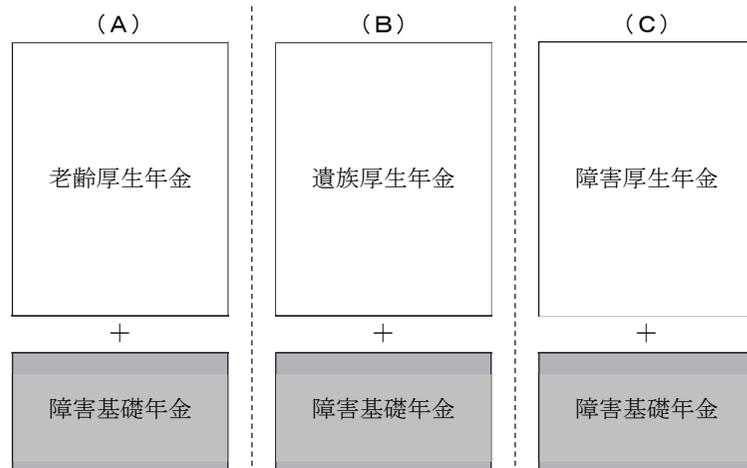
4 障害基礎年金と他の年金との併給調整

(1) 2006年3月31日までの取り扱い

老齢厚生年金と障害基礎年金は、いずれかの年金を受給すると、他の年金は支給停止となっていました。そのため、障害基礎年金受給権者が、雇用機会を得て就労しても、納付した厚生年金保険料が生きてこない問題がありました。

(2) 2006年4月1日からの取り扱い

65歳以後において障害基礎年金と老齢厚生年金、遺族厚生年金を併給できることになりました。(A) (B) (C)のうち、いずれか1つを選択できます。なお、障害厚生年金と障害補償年金(労災)が併給される場合は、障害厚生年金は全額支給されて、障害補償年金(労災)は所定の調整率により減額されます。



5 離婚時の年金分割制度

離婚をしたときに、厚生年金保険の標準報酬を当事者(夫婦)間で分割することができる制度があります。この年金分割制度は、「離婚時の厚生年金保険の分割制度(合意分割制度)」と、「離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金保険の分割制度(3号分割制度)」の2つがあります。なお、請求は、離婚をした日の翌日から起算して**2年以内**に行わなければなりません。

(1) 離婚時の厚生年金保険の分割制度（合意分割制度）

2007年4月1日以後の離婚について、当事者からの請求により、厚生年金保険の標準報酬を当事者間で分割できる制度です。分割される標準報酬は「婚姻期間中（2007年4月前の期間も対象）の当事者の厚生年金保険の標準報酬」に限られます。

分割割合は当事者の合意により任意ですが、婚姻期間中の当事者の厚生年金保険の標準報酬の2分の1が上限となります（合意が成立しない場合は、一方からの請求により、裁判手続で分割割合を定めることができます）。

(2) 離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金保険の分割制度（3号分割制度）

2008年5月1日以後の離婚について、国民年金の第3号被保険者であった人からの請求により、厚生年金保険の標準報酬を当事者間で分割できる制度です。分割される標準報酬は「2008年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金保険の標準報酬」に限られます。分割割合は2分の1に固定されています。

■合意分割制度と3号分割制度の相違点のまとめ

	合意分割制度	3号分割制度
制度の実施時期	2007年4月1日	2008年4月1日
分割対象となる離婚	2007年4月1日以後の離婚	2008年5月1日以後の離婚
分割対象	婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）	婚姻期間のうち、2008年4月1日以後の、当事者の一方が第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）
分割方法	婚姻期間中の厚生年金保険の標準報酬が多い人から少ない人に対して標準報酬を分割	第3号被保険者期間中に厚生年金保険の被保険者であった人から第3号被保険者であった人に対して標準報酬を分割
分割割合	当事者の合意または裁判手続により定められた年金分割の割合（上限2分の1）	2分の1の割合（固定）
手続方法	当事者の一方による請求	被扶養配偶者として第3号被保険者であった人による請求

15 公的年金給付のルール等

★

年金は裁定請求しないともらえない

Theme

1 公的年金の請求手続き

年金は、受給権が発生したら自動的に受給できるものではなく、受給権者が自ら国に対して受給権の確認（「裁定」）と年金の給付請求を行う必要があります。年金給付を受ける権利（基本権）は、支給すべき事由が生じた日から原則5年を経過したときに時効により消滅します。

2 裁定請求手続き先（老齢給付の場合）

加入していた年金		裁定請求手続き先
国民年金だけの場合		住所地の市区町村役場 ただし、第3号被保険者期間が少しでもある人は、住所地を管轄する年金事務所
厚生年金保険だけの場合		勤務先を管轄する年金事務所
国民年金と厚生年金保険の場合	最後が国民年金	住所地を管轄する年金事務所
	最後が厚生年金保険	勤務先を管轄する年金事務所

※国家公務員および地方公務員等の共済組合連合会等の組合員は、各共済組合連合会に裁定請求手続きを行います。

なお、厚生年金基金に加入している場合は、年金事務所へ請求する以外に、厚生年金基金へも別に請求手続きが必要になります。

3 老齢年金の受け取り方

老齢年金は、「年金請求書」が事前に送付され、受け取れる年齢の誕生日が来たら、年金事務所などに年金請求書あるいは「老齢給付裁定請求書」を、年金手帳や戸籍謄本などと一緒に提出します。一般的には1～2か月すると「年金証書」「年金決定通知書」が送られてきて、その後、年金が支払われます。

（参考）年金証書

年金は受ける条件が整えば自動的に支給されるわけではありません。そのための手続きをし、日本年金機構が受ける権利があることを確認した上で年金が支払われます。受ける権利の証明として交付されるのが年金証書です。年金証書には、自分の基礎年金番号が記載され、年金受給後に各種届出をする際にも必要になります。

4 年金の支給期間と支払期月

年金の支給期間は、受給権が発生した月の翌月から受給権が消滅した月までです。年金の支払期月は、原則として偶数月の各15日に、前2ヵ月分が支給されます（後払い）。

（例）10月15日には8月、9月分が支払われます。

5 公的年金と税金

年金のうち老齢を支給事由とする給付には、所得税法により、**雑所得**として所得税がかかります。年金の支払い者である日本年金機構は、年金を支払う際に所得税を源泉徴収することになっています。公的年金等の収入金額が**400万円**以下（すでに源泉徴収されている場合）で、公的年金等に係る雑所得以外の所得合計が**20万円**以下であるときは、確定申告不要となります。また、受給権者の死亡により、遺族が未支給年金を受け取った場合は**一時所得**として所得税がかかります。

6 公的年金の計算の端数処理

国民年金・厚生年金保険ともに、年金額の計算において1円未満の端数があるときは、四捨五入により1円単位とします。

＜理解度テスト＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印をつけなさい。

- () (1) 日本国籍を有するが日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の者で、国民年金の第2号および第3号被保険者に該当しない場合は、国民年金の任意加入被保険者になることができる。
- () (2) 62歳の専業主婦で、第2号被保険者の被扶養配偶者の人は、国民年金の第3号被保険者に該当する。
- () (3) 厚生年金保険の適用事業所に常時勤務する18歳の会社員は、国民年金の第2号被保険者に該当する。
- () (4) 国民年金の保険料は、現金払いで前納すると割引かれるが、口座振替やクレジットカードによる割引制度はない。
- () (5) 育児休業期間中の厚生年金保険料は免除されるが、産前産後休業中の厚生年金保険料は免除されない。
- () (6) 国民年金の保険料の免除を受けた期間は、受給資格期間に算入される。
- () (7) いったん老齢基礎年金の繰上げ支給を受けると、その後、取り消すことはできない。
- () (8) 老齢厚生年金の繰下げ支給の申し出をする場合、老齢基礎年金の繰下げ支給と同時に申し出なければならない。
- () (9) 老齢基礎年金の繰下げ支給の申し出をした場合、付加年金の額も繰下げによって増額される。
- () (10) 60歳以上65歳未満の者が雇用保険から基本手当を受給している間は、特別支給の老齢厚生年金の一部が支給停止となる。
- () (11) 在職老齢年金で支給停止されるのは、老齢厚生年金のみであって、老齢基礎年金は全額支給される。
- () (12) 障害基礎年金では、障害認定日において障害等級1級、2級、3級に該当する者に年金が支給される。
- () (13) 遺族基礎年金は、子のある妻または子に支給されるものであり、妻が亡くなった場合に、子のある夫には支給されない。
- () (14) 遺族厚生年金の支給対象となる遺族は、支給順位の順に、妻、子、夫、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹である。
- () (15) 年金の支給期間は、受給権が発生した月から受給権が消滅した月までである。

第6章 理解度テスト（解答）

- (1) ○ 正しい記述である。
- (2) × 第3号被保険者の年齢要件は20歳以上60歳未満であるため、62歳の者は該当しない。
- (3) ○ 第2号被保険者には年齢要件の下限がないため、18歳の者も該当する。
- (4) × 国民年金の保険料は、いずれの方法で前納しても割引かれる。割引率は口座振替による納付が最も大きい。
- (5) × 2014年4月から、産前産後休業中の厚生年金保険料も免除されるようになった。
- (6) ○ 正しい記述である。
- (7) ○ 正しい記述である。
- (8) × 老齢厚生年金の繰下げ支給を申し出る場合、老齢基礎年金と別々に申し出をすることができる。なお、繰上げ支給を請求する場合は、同時に請求する必要がある。
- (9) ○ 正しい記述である。
- (10) × 雇用保険から基本手当を受給している間は、特別支給の老齢厚生年金は全額支給停止となる。
- (11) ○ 正しい記述である。
- (12) × 障害基礎年金には、障害等級3級がない。
- (13) × 遺族基礎年金を受給できる遺族は、「子のある配偶者」または「子」であるため、「子のある夫」にも支給される。
- (14) × 兄弟姉妹は、遺族厚生年金の支給対象となる遺族に含まれない。
- (15) × 受給権が発生した翌月から受給権が消滅した月までである。

<キーワードチェック>

- ❑ わが国では国民皆年金制度を採用しており、原則として20歳以上（ ① ）歳未満で日本国内に住所を有する者は誰もが国民年金に加入することを義務付けられている。
- ❑ 国民年金の保険料について学生納付特例制度を適用した場合、（ ② ）年以内であれば保険料の追納ができる。
- ❑ 厚生年金保険の標準報酬月額、第1級88,000円から第（ ③ ）級650,000円までの（ ③ ）等級に区分されている。
- ❑ 所得代替率が100分の（ ④ ）を上回るような給付水準を将来にわたり確保することが財政検証において求められている。
- ❑ 老齢基礎年金を繰上げて受給する場合には、1ヵ月繰上げることに、年金額が（ ⑤ ）%減額される。
- ❑ 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールは、同じ生年月日であれば女性は男性の（ ⑥ ）年遅れで実施される。
- ❑ 老齢厚生年金の支給は、最高で（ ⑦ ）歳まで繰下げることができる。
- ❑ 加給年金額は、厚生年金保険の被保険者期間が（ ⑧ ）年以上必要であり、かつ、受給者によって生計を維持している一定の要件を満たす配偶者または子がいる場合に加算される。
- ❑ 60歳以上65歳未満の厚生年金保険の被保険者は、基本月額と総報酬月額相当額の合計額が、（ ⑨ ）万円を超える場合、年金額の全部または一部が支給停止される。
- ❑ （ ⑩ ）歳以上の者が会社に勤務しても厚生年金保険の被保険者とはならないが、65歳以上の者と同様に、在職老齢年金の適用を受ける。
- ❑ 夫を亡くした妻が遺族基礎年金を受給するためには、生計を同一にする（ ⑪ ）歳到達年度末日までにある子（障害者ではない場合）がいることが要件である。
- ❑ 遺族厚生年金の年金額は、原則として、老齢厚生年金の報酬比例部分の年金額の（ ⑫ ）に相当する金額である。
- ❑ 厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のない30歳未満の妻が遺族厚生年金の受給権を取得した場合の受給期間は最長（ ⑬ ）年間である。
- ❑ 中高齢寡婦加算は、一定の要件のもと、妻が（ ⑭ ）歳以上65歳未満の間に支給される。
- ❑ 離婚時の厚生年金保険の合意分割制度とは、離婚した夫婦間の合意があった場合等に、婚姻期間中の夫婦の厚生年金保険の（ ⑮ ）を分割することができる制度である。

<解答>

- ①60 ②10 ③32 ④50 ⑤0.4 ⑥5 ⑦75 ⑧20 ⑨48 ⑩70 ⑪18 ⑫4分の3
⑬5 ⑭40 ⑮保険料納付記録（標準報酬）

索引

【英数字】

2023年度の年金額	148
3号分割制度	183
65歳からの老齢厚生年金	156
ABL	231
B/S	215
P/L	218

【い】

育児休業給付	126
遺族基礎年金	172
遺族厚生年金	176
遺族補償給付	116
一部負担金の割合	91
一般財形貯蓄	32
インパクトローン	231

【う】

受取手形	216
売上総利益	220
売掛金	216

【え】

営業利益	220
------	-----

【か】

会計期間	214
介護休業給付	125
介護給付	108
介護認定審査会	107
介護補償給付	116
加給年金	161, 162
学生納付特例制度	141
確定給付企業年金	193
確定拠出年金	196
確定拠出年金（企業型）	196
貸方	222
可処分所得	11
家族出産育児一時金	94
家族埋葬料	94
家族療養費	91
学校外教育費	26

学校教育費	26
合算対象期間（カラ期間）	151
株主資本等変動計算書	225
寡婦年金	174
借方	222
元金均等返済	43
勘定	221
間接金融	230
元利均等返済	43

【き】

期間短縮型	44
企業型年金	196
企業型年金の仕組み	198
期首	214
基礎年金拠出金	137
基本手当	119
期末	214
キャッシュ・フロー計算書（間接法）	228
キャッシュフロー表	7
休業補償給付	115
給付基礎日額	116
給付制限	121
教育一般貸付	39
教育訓練給付	123
業務災害	112

【く】

国の教育ローン	39
組合管掌健康保険 （略して「組合健保」）	85
繰上げ支給	149
繰下げ支給	149
クレジットカード	56

【け】

経過的寡婦加算	178
経常利益	220
決算日	214
現価係数	17
健康保険の被扶養者	87
健康保険の被保険者	86

健康保険の保険料	89
減債基金係数	18

【こ】

合意分割制度	183
高額介護サービス費	104
高額療養費	92
後期高齢者医療制度	101
後見	70
厚生年金基金	192
厚生年金保険	143
公的介護保険制度	102
高年齢求職者給付金	122
高年齢雇用継続基本給付金	125
高年齢雇用継続給付	124
高年齢再就職給付金	125
公募債	231
国民皆年金	134
国民健康保険	99
国民年金基金	206
国民年金の被保険者	135
個人型年金 (iDeCo) の仕組み	199
個人信用情報	56
個人バランスシート	14
こども (学資) 保険	28
雇用継続給付	124
雇用二事業	127
雇用保険制度	118

【さ】

財形住宅貯蓄	32
財形住宅融資	53
財形制度	32
財形年金貯蓄	32
再就職手当	123
在職老齢年金	164
財政検証	148

【し】

資産	216
死亡一時金	175
私募債	231
資本回収係数	19
終価係数	17
就業手当	123

就職促進給付	123
住宅ローンの借換え	50
受給資格期間	150
出産育児一時金	94
出産手当金	94
純資産 (資本)	216, 217
障害基礎年金	168
障害厚生年金	170
障害等級	166, 171
障害認定日	166
障害補償給付	115
奨学金	40
小規模企業共済制度	208
少人数私募	231
傷病手当金	93
傷病補償年金	115
常用就職支度手当	123
仕訳	223
申請免除	139

【せ】

成年後見制度	69
世代間扶養	134
全国健康保険協会管掌健康保険 (略して「協会けんぽ」)	85

【そ】

葬祭料	116
増資	231
損益計算書	218, 227

【た】

第1号被保険者	102
第2号被保険者	102
第一種奨学金	41
第三者割当増資	231
貸借対照表	215, 226
第二種奨学金	41
脱退一時金	201
団体信用生命保険料	31

【ち】

地域包括支援センター	109
地域密着型サービス	109
中高齢寡婦加算	177

中小企業退職金共済（中退共）…………… 203
 直接金融…………… 230

【つ】

追納…………… 142
 通勤災害…………… 112

【て】

定期保険料…………… 219
 手形借入…………… 231
 デビットカード…………… 58
 電子マネー…………… 58

【と】

当期純利益…………… 220
 当座貸越…………… 231
 当座資産…………… 216
 特別加入制度…………… 116
 特別支給の老齢厚生年金…………… 158

【に】

任意加入被保険者…………… 136
 任意継続被保険者…………… 97
 任意後見制度…………… 71

【ね】

年金現価係数…………… 19
 年金終価係数…………… 18
 年金法上の「子」…………… 172

【の】

納付猶予制度…………… 141

【ひ】

被用者年金…………… 132
 標準賞与額…………… 89
 標準報酬月額…………… 89

【ふ】

付加年金…………… 205
 福利厚生費…………… 219
 負債…………… 216, 217
 フラット35…………… 54
 振替加算…………… 161, 163

【へ】

ペアローン…………… 55
 併給調整…………… 180
 平均寿命…………… 65
 平均余命…………… 65
 返済額軽減型…………… 45

【ほ】

法定後見制度…………… 70
 法定免除…………… 139
 簿記…………… 214
 保険料積立金…………… 217
 保険料納付済期間…………… 151
 保険料免除期間…………… 151
 保佐…………… 70
 補助…………… 70

【ま】

前払保険料…………… 216
 マクロ経済スライド…………… 147
 マッチング拠出…………… 196
 マルチジョブホルダー制度…………… 126

【よ】

要介護…………… 108
 要支援…………… 108
 予防給付…………… 108

【ら】

ライフイベント表…………… 6
 ライフデザイン…………… 3
 ライフプランニング…………… 2

【り】

リタイアメントプラン…………… 64
 リバースモーゲージ…………… 68
 リボルビング払い…………… 57
 療養の給付…………… 91
 療養補償給付…………… 115

【ろ】

労災保険制度…………… 111
 老齢基礎年金…………… 149
 老齢基礎年金の年金額…………… 153

2級FP技能士（AFP）試験 ライフプランニングと資金計画 体験テキスト（23C）

2023年5月22日 初版発行

発行者 多田 敏男
発行所 TAC株式会社
〒101-8383
東京都千代田区神田三崎町3-2-18

©TAC2023

Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

本書は「著作権法」によって、著作物等の権利が保護されている著作物です。本書の一部または全部につき、無断で転載、複製されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ小社宛許諾を求めてください。



TAC